

2021年12月9日

年度末サプライヤー通信

エクソンモービルコーポレーション¹では、自社及び系列会社のビジネスプラクティスに関する徹底的な見直しを定期的に行っています。見直し過程の一環として、エクソンモービルとの又はエクソンモービルために実施する業務活動における適切な行為・振る舞いに関してエクソンモービルが求める基本的要求事項について、物品やサービスを提供するサプライヤーの皆様とのコミュニケーションをとることが大切であると考えています。当社は、長年にわたり培われてきた『倫理規定』（Ethics Policy）及びその他『業務遂行基準』（[Standards of Business Conduct](#)）に定められる原則に導かれ、まさに最高水準に則った業務遂行の維持を主たる目的として運営しております。つきましては、サプライヤーの皆様においても同様の水準に従って業務を遂行されるようお願いしております。エクソンモービルの行動基準は、安全、契約の裁定、私事における行動、適用される全ての法令の遵守、十分な内部統制及び全取引の適切な記録・報告手順を網羅しています。

『エクソンモービル サプライヤー基本要求事項』（Exxon Mobil Supplier Expectations）にも記載のとおり、エクソンモービル及びサプライヤーの皆様が全ての適用法令を遵守するとともに、財務上の全ての決済、報告書及び請求書がエクソンモービルとサプライヤーの皆様との間の取引を正確に反映していることが基本的な要求事項となっています。特に、当社が運営している米国その他各国における腐敗行為防止法や独占禁止法を遵守することも求められています。エクソンモービルの社員のなかで、適用法や、『腐敗行為防止法や独占禁止法に関する方針』（Anti-Corruption and

¹ 法人の独立性に関する通知

エクソンモービルコーポレーションは、数々の系列会社を持ち、それらの多くは「エクソンモービル」、「エクソン」、「エッソ」、又は「モービル」を含む社名を有します。本書面では便宜上及び説明を簡略化するため、「エクソンモービル」という用語を、エクソンモービルコーポレーションのグループ会社、特定の子会社を指す略称として用いています。かかる用語は便宜上及び簡易化のために選択されたものであり、報告関係、法人格、又は法人間の関係を特定するものではありません。

本資料に記載される内容はいずれも、現地法人の独立性を無効にするものではありません。本資料で取り上げられている業務上の関係は、必ずしも上下（上司部下）関係を表すとは限らず、職務上の手引き、適正管理、またはサービス上の関係を反映して表す場合もあります。

Antitrust Policies)をはじめとするエクソンモービルの諸方針に反する行為をサプライヤーの皆様に対して要求する権限を与えられている者は一切おりません。エクソンモービルの従業員及びサプライヤーの皆様は、いかなる者であっても、エクソンモービルの事業又は業務を行う上で不正な支払（如何なる政府機関・民間企業又は個人、その従業員・代理人又は仲介者に対する不正な支払いの手配を含む）を行う権限なきものとします。

もう一つの重要な基準として、贈答品・接待などの授受に関する方針が挙げられます。エクソンモービルと取引を行う者又はエクソンモービルに代わって取引を行う者には、個々の状況に応じ適切な判断をもって行動することが求められています。不正な便宜を得る目的でなされる贈答品・接待の提供は認められていません。エクソンモービルの従業員が、当社と取引を行っている、又は行うことを望んでいる個人、企業その他事業法人から、名目的な価値を超える贈答品や特別な取り計らい、若しくは過度に高額又は頻繁な接待を受けることは禁じられています。さらに、第三者に贈答品を提供するような状況がエクソンモービルで発生するとは思えませんが、サプライヤーの皆様も、エクソンモービルに代わって業務を行う際に、非常に稀とはいえ、第三者に適度な贈答品や接待を提供するような状況に遭遇することがあるかもしれませんので、そのような状況においては同様に慎重な対応を心掛けてください。貴社において、商業上のやり取りや政府機関の役職員とのやり取りに係る活動を腐敗行為防止法や上記エクソンモービルの基本要項に対する完全遵守を確実に維持した状態で実施できるように、十分な保障措置を採用し、適切な方針・手順且つ又は管理制度を設置することが求められています。かかる体制が既に整っていないサプライヤーの方は、できるだけ早急にご対応願います。

エクソンモービルでは人権の尊重を確約しており、サプライヤーの皆様にも同様の確約を求めています。人権に関する当社の[サプライヤー基本要項](#)の一つとして、次の主要国際人権機関による規定に従って各社の運用・商慣行並びに経営活動を行うことが求められています。

- 国際労働機関（ILO）によって1998年に採択された『労働における基本的原則及び権利に関する宣言』（Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work：児童労働と強制労働および職場内差別の撲滅、並びに結社の自由の認識を網羅する宣言）；および

- 2011年に国際連合で承認された『ビジネスと人権に関する指導原則』（United Nations Guiding Principles on Business and Human Rights : UNGP）

エクソンモービルでは、当社の従業員並びに契約業者の従業員やその他のエクソンモービルの建物や敷地や施設に立ち入る全ての者にとって安全で、健全かつ効率的な職場環境を維持するよう努めております。エクソンモービルの基本要件事項として貴社に求められる条件には、アルコール及び薬物関連プログラム（少なくとも契約で合意されている要件を満たすもの）の設置と執行が含まれます。以下に限定されるものではありませんが、契約業者の皆様のプログラムは、以下の要素を含むものとします。

- 1) 契約業者の従業員による会社敷地内での（業務時間外を含む）如何なる禁制品（アルコール、および身体機能の低下をもたらし得る特定の処方薬、市販薬又は植物薬等の薬物を医師の処方なく、若しくは処方や用法・用量の指示に反した乱用を目的とする場合も含む）の使用、所持、売買、製造、流通、隠蔽又は運搬の禁止
- 2) (i) 禁制品の検査・梱包・保管するため、又は禁制品を注入・摂取・吸入その他方法により体内に取り入れることを目的として使用又は意図されている薬物／アルコール関連の器具、および (ii) アルコール／薬物検査の検体の希釈、置換又は粗悪化或いはアルコール／薬物検査作業の妨害を目的として使用又は設計される器具又は物質の禁止
- 3) 契約業者の人員が、合意書のアルコール薬物に関する別紙に定められる契約業者側プログラムや要件への準拠を、いかなる面においても怠った場合は、かかる人員を会社の業務から外す旨の規定
- 4) 薬物及びアルコールに関係して適用される全法令の遵守

アルコール及び薬物のパネル検査（スクリーニング及び確定用のカットオフ値を含む）については、エクソンモービルとの間の合意書に含まれる『アルコール及び薬物に関する別紙』に規定されている場合、以下の事項を遵守すること。

A) 合意書に含まれる『アルコール及び薬物に関する別紙』にて、アルコール試験及び薬物検査が少なくとも米国連邦運輸省によるパネル検査の基準を満たすよう要求されている場合、i) 米国連邦運輸省による薬物パネル検査の基準を満たすパネル検査、ii) 米国連邦運輸省のパネル検査基準より厳格なパネル検査、又はiii) エクソンモービルによる薬物パネル検査の中からいずれかを選択して採用するよう認められています。但し、かかるパネル検査のいずれかが現地法により専占され、無効とされる場合はこの限りではありません。

B) 合意書に含まれる『アルコール及び薬物に関する別紙』にて、アルコール試験及び薬物検査が少なくともエクソンモービルによるパネル検査の基準を満たすよう要求されている場合、i) エクソンモービルによるパネル検査、又はii) エクソンモービルのパネル検査（スクリーニング及び確定用のカットオフ値を含む）より厳格なパネル検査のいずれかを採用できます。但し、かかるパネル検査のいずれかが現地法により専占され、無効とされる場合はこの限りではありません。

この情報は、既存の合意書（複数可）に記載されている関連事項の明確化を目的としてのみ提示されているものであり、契約上の新たな義務を発生させるものではありません。本稿の英語原文において大文字で始まる単語は、『アルコール及び薬物に関する別紙』に定める定義で用いられています。

貴社が米国外で組成された法人であっても、世界各国におけるエクソンモービルの系列会社に物品又はサービスを提供するにあたっては、米国人が取引できない事業体、団体、個人又は船舶と取引をすることや、米国人が取引できない物品又はサービス（例えば、米国による包括的な制裁対象国において製造又は抽出された物）をエクソンモービルに対して提供することは一切禁じられています。現在、米国による包括的な制裁の対象となっている国・地域として、クリミア、キューバ、イラン、北朝鮮及びシリアが挙げられます。また、米国では、米財務省 外国資産管理局による『特別指定国民・凍結者リスト』（Specially Designated Nationals and Blocked Persons List；以下「SDNリスト」）に含まれる個人、事業体又は船舶（一人又は複数の特別指定国民が直接的又は間接的に、単独又は共同で50%以上所有する如何なる事業体や船舶を含む）に対しても包括的な制裁を科すとともに、ロシア及びベネズエラに対してはより限定的な制裁を科してい



ます。エクソンモービルでは、サプライヤーの皆様に対して、現在適用されている制裁及び輸出規制（関連する欧州連合その他の制裁及び輸出規制も含む）に留意して頂くとともに、世界各国でエクソンモービルの系列会社に物品又はサービスを提供するにあたって、制裁の対象となっている者と取引したり、米国人が取り扱うことのできない物品又はサービスをエクソンモービルに供給したりすることを差し控えて頂くよう、お願いしております。制裁の対象とされている事業体、団体、個人又は船舶についてご質問がある場合は、当該事項につき熟練弁護士にご相談ください。

エクソンモービルでは、巧妙化するサイバー攻撃に伴って高まるリスクに対応するべく、情報管理のための十分な保護体制を整備することにより、自社コンピューターネットワークの防御や法規制に準じた個人情報の保護をはじめとしたデータ保護対策を徹底させております。

日々進化する新たなサイバー攻撃のリスクから各社の管理下にある情報（電子情報か紙面情報かを問いません）と情報システムを保護するための適切な措置を講じることは、エクソンモービルからの要請事項であり、サプライヤーの皆様これらの実践を改めて促すため、このたび当サプライヤー通信をお送り致しました。是非とも、専門家による指導とベストプラクティスに従って、適切なデータ保護及びサイバーセキュリティ措置を講じてください。

万一、エクソンモービルに関連する情報のセキュリティが侵害されたと疑われる場合は、速やかにその状況を当社までご報告ください。差出人がエクソンモービルとみられる電子メールを受け取ったが、それが本当にエクソンモービルからのものかについて疑念を抱いたときは、エクソンモービルまでご連絡ください。また、フィッシング攻撃、その他コンピューターシステムを破損し得る不審な添付ファイル又はリンクを含む電子メール等による人的ミス（不注意）に付け込んでくるサイバー攻撃への注意を喚起するための研修を含め、サイバーセキュリティに関する定期的な社員研修を実施することもお願いしております。

世界の至る所で、情報の保護やデータプライバシーに関連する法律を導入し、個人情報を含む諸情報の収集と処理を規制している国が増えています。こうした法律は、かかる情報がどのように収集かつ保管されるかのみでなく、使用目的についても規制しています。加えて、多くの国では、個



個人情報の国境を超えた移転又は第三者への移転について特別の規制があります。

エクソンモービルは、従業員、契約業者、サプライヤー、顧客その他エクソンモービルと取引を行う第三者の個人情報の保護に取り組んでおります。貴社において、エクソンモービルとの合意に従って使用される全個人情報の安全性が確保されるよう十分な対策、およびデータプライバシーに関連する法令への遵守を確保するための内部統制や手順を整えることが求められています。かかる体制が既に整っていないサプライヤーの方は、できるだけ早急にご対応願います。

また、競争入札手続において不正に取引を獲得する目的で、機密情報の提供をほのめかしてサプライヤーに近づこうとする違法な情報ブローカーにもご注意ください。かかる行為は違法であり、そのような事態に遭遇した際は報告してください。

サプライヤーの皆様は、自社採用の下請業者がエクソンモービルのプロジェクトに関連して又はその敷地内で業務に携わることがある場合は、かかる下請業者の全てに上記の基本要求事項を連絡する義務を負うものとします。

最後に、全ての財務データが完全かつ正確に記録され、エクソンモービルに対する全ての請求書が価格、支払条件その他エクソンモービルとの契約に記載されている条件を正確に反映していなければなりません。

エクソンモービルは、契約その他の裁定が公正になされるように努めています。万が一それに反するような状況が見受けられる場合、若しくはその他の懸念がございましたら、エクソンモービルまでご連絡ください。

エクソンモービルの事業運営基準についてより良くご理解頂くため、貴社組織内でエクソンモービル又はその系列会社と業務上の接触を持つ方々にも当サプライヤー通信を配布して注意を促して頂きますようお願いいたします。



上記事業運営基準の適用についてご質問や懸念がございましたら、貴社の地域担当のエクソンモービルコントロールアドバイザーまでお問い合わせください*。

地域 — 国	コントロールアドバイザー	電子メールアドレス	電話番号
USA	Kimberly Dear	kimberly.a.dear@exxonmobil.com	+18326258054
Canada	Frank McGurk	frank.w.mcgurk@esso.ca	+15874765201
Argentina	Fernanda Castellini	fernanda.castellini@exxonmobil.com	+5491130696485
Brazil	Willy Silva	willy.f.silva@exxonmobil.com	+554136193691
Guyana	Juanita Mangal	juanita.mangal@exxonmobil.com	+5922275644
Europe - All	Andrey Andreev	andrey.p.andreev@exxonmobil.com	+420296577427
Nigeria	Aminat O Raji-Salami	aminat.o.raji-salami@exxonmobil.com	+2349087621290
Angola	Leila M Ribeiro	leilla.m.ribeiro@exxonmobil.com	+244222679000
Chad and EG	Karel Bouma	karel.bouma@exxonmobil.com	+420296577127
Iraq and Dubai	Faisal Mustapha	muhamadfaisal.mustapha@exxonmobil.com	+97145742558
Malaysia	Nurshafiza Zulkefli	nurshafiza.zulkefli@exxonmobil.com	+60348154917
Australia	Itthi Panthurungkhanon	itthi.panthurungkhanon@exxonmobil.com	+6624078951
PNG	Lai L Wong	lai.l.wong@exxonmobil.com	+6624078987
Indonesia	Dewanti Oktadella	dewanti.oktadella@exxonmobil.com	+622150921404
Sakhalin	Kirill Prokudin	kirill.v.prokudin@exxonmobil.com	+74242677422
India	Talreja, Priya	priya.talreja@exxonmobil.com	+919867560945
AP - Rest of AP	Ruthairat Hannarutanan	ruthairat.hannarutanan@exxonmobil.com	+6624078897

*もしくは、エクソンモービル社「ホットライン」（米国内：1.800.963.9966、米国外コレクトコール：001.972.444.1990）にお電話頂くことも可能です。